

第5期雄武町総合計画前期基本計画 施策評価調書（兼政策評価基礎調書）

政策目標	4	うるおい・雄武	整理番号	56
基本施策	15	環境の保全	評価責任者	住民生活課長 渡邊 孝司
単位施策	3	景観形成・環境美化・公害防止の推進		

1 施策の概要

基本方針	魅力的な景観づくりに向けて、環境美化活動や花の景観づくり、不法投棄の監視活動などの取り組みを進めるとともに、各種公害や健康被害の未然防止に向け、関係機関と連携しながら、監視・指導の強化を図る。	
現状と課題	【現状】（平成21年度末）	【現状】（平成23年度末）
	住民と行政が協働で美しい景観づくりを進めていくとともに、悪臭、水質汚濁など、公害対策に取り組んでいる。	景観を損ねるポイ捨てや悪質投棄などが増加しており、関係機関と連携を密にし、環境美化に取り組んでいる。
	【課題】（平成21年度末）	【課題】（平成23年度末）
	所有者不在（不明）の廃屋の存在が、魅力的な景観や安全性を阻害しており、その対処に苦慮している。	所有者不在（不明）の廃屋の存在が、魅力的な景観や安全性を阻害しており、行政が関与出来る範囲でのルール作りが必要である。

2 基本施策指標

指標1	指標名	公害発生件数						
	定義等	年間発生件数						
	年度	計画策定時（H19）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値（H24）
	実績値	0件（H18）	0件	0件	0件	0件		0件
指標2	指標名	不法投棄発生件数						
	定義等	年間発生件数						
	年度	計画策定時（H19）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値（H24）
	実績値	3件（H18）	0件	0件	1件	0件		0件
指標3	指標名	町が把握する住民の景観形成・環境美化・公害等監視活動の年間開催回数						
	定義等							
	年度	計画策定時（H19）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値（H24）
	実績値	0回（H18）	-	-	-	1回		4回
指標4	指標名							
	定義等							
	年度	計画策定時（H19）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値（H24）
	実績値							
指標5	指標名							
	定義等							
	年度	計画策定時（H19）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値（H24）
	実績値							
指標6	指標名							
	定義等							
	年度	計画策定時（H19）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値（H24）
	実績値							
指標7	指標名							
	定義等							
	年度	計画策定時（H19）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値（H24）
	実績値							

3 単位施策を構成する事務事業の評価結果等

【貢献度の区分 A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い E：なし】

No.	事務事業名	担当係名	23年度 決算額 (千円)	総合評価	今後の 展開方向	単位施策への 貢献度
①	町有施設解体工事事業	管財係	10,448	A	継続/現状維持	A
②	雄武斎場火葬管理等業務委託事業	環境衛生係	1,230	A	継続/現状維持	B
③	雄武墓地整備事業	環境衛生係	26,093	A	終了	A
④	社会福祉施設等解体事業	社会福祉係	20,555	A	終了	A
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
⑩						
⑪						
⑫						
⑬						
⑭						
⑮						

4 施策の個別評価【A：評価が高い B：やや高い C：やや低い D：低い】

評価の視点	評価結果	理由、説明等
① 妥当性	A	景観形成・環境美化・公害防止など行政と町民が協働で取り組むことは妥当である。
② 有効性	A	廃町有施設の早期解体など行政が率先し、市街地の景観形成・環境美化に取り組んでいる。
③ 効率性	A	悪臭や水質汚濁等の公害問題や不法投棄などに対しては、関係機関と常に連携を図りながら迅速に対応している。
④ 公平性	A	美しい景観形成や環境保全など全ての町民が受益対象となることから公平である。
⑤ 町民意見の反映	B	特に町民の意見を聞く場は設けていないが、悪臭、水質汚濁等住民に直接被害が及ぶものについては関係機関に即時通報するなど、迅速に対応している。

5 総合評価【A～D】

A：政策目標の達成に効果的であり、現在の施策を継続することが必要 等

B：政策目標の達成に効果的であるが、具体的な課題の解決に向けて一部取組を改善するなど、施策を充実することが必要 等

C：政策目標がほぼ達成されていることから、施策が一定の役割を終えつつあり、終期を見据えて縮減することが必要 等

D：(1)政策目標の達成に効果的であるが、事業構成が十分ではなく、新たな事業構築など取組を全体的に見直すことが必要 等

(2)政策目標の達成に向けた効果が認められないことから、施策の廃止も含めて抜本的に見直すことが必要 等

自己評価（一次評価）	評価会議評価（二次評価）	町長評価（三次評価）
B	B	
所有者不在の廃屋については、行政の直接介入は難しいが、景観を損なう公共施設は順次解体している。また、公害など人体・環境に悪影響を及ぼすものは、関係機関との連絡体制を構築し早急に対応している。	同左	

今後の方向性

継続/内容の見直し・変更	継続/内容の見直し・変更	
市街地内において景観を損なう廃屋等の処理（分）についての条例化に向けて調査研究に取り組むこと等、住民と行政が一体となった事業展開が必要である。	同左	

*今後の方向性の区分

○継続/現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更 ○終了 ○休止 ○廃止